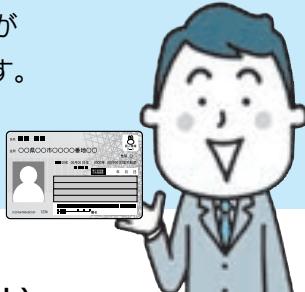


マイナ保険証なら 限度額適用認定証は不要です！

マイナ保険証を利用すれば、「限度額適用認定証」がなくても、医療費が高額になった場合の支払いを自己負担限度額までおさえることができます。

ただし、以下の場合は限度額適用認定証の申請が必要になりますので、当組合へお早めに申請してください。



- 医療機関等でマイナ保険証による受付ができない場合
- マイナ保険証を利用していない方（資格確認書で受診している方）
- 低所得者（市町村民税非課税）の方（区分才：「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

※申請せずにマイナ保険証を利用して受診した場合は、標準報酬の月額に応じた限度額が窓口負担額となります。

セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」（WHOの定義）です。日頃から、適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠と休養を心がけ、自分の健康状態を把握しておくことが大切です。

軽度な体の不調を感じたときは、薬局やドラッグストアで購入できる市販薬（スイッチOTC医薬品等）を活用し、それでも症状の改善が思わしくない場合には無理せず医療機関等を受診しましょう。



このマークが目印
セルフメディケーション
税控除対象

○セルフメディケーション税制○

健康診断・予防接種等を受けている人が、特定の市販薬（スイッチOTC医薬品等）を購入した際に、その購入費用について所得控除が受けられる制度です。

※一定の条件があります。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。



給付金の請求をお忘れなく

保健給付、休業給付、災害給付を受ける権利の時効は受給事由の発生した翌日から2年間です。
まだ請求されていない方は、早めに請求しましょう。

お問い合わせ先

医療健康課（医療給付係）TEL 029-301-1413